



しぶや青色

平成27年 11月号 第537号 一般社団法人渋谷青色申告会事務局発行

150-0041

東京都渋谷区神南1-8-17

TEL 03 (3463) 7043

FAX 03 (3770) 8739

ホームページ

<http://www.428airo.jp/>

【 税務署からのお知らせ 】

～「 決算説明会 」の御案内～

<説明事項>

1. 確定申告に当たっての留意点
2. 帳簿の締め切り方及び家事費・家事関連費と必要経費の区分の仕方等
3. 収支内訳書又は青色申告決算書の書き方
4. 消費税等の決算・申告等
5. 国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」及び「e-Tax」の概要
6. その他、アンケート等

<開催日時・会場等>

開催日時		対象者	会場	
12月3日(木)	10時00分～12時00分	不動産所得者	渋谷税務署 7階大会議室	渋谷区宇田川町1-10
	14時00分～16時00分	事業所得者		渋谷地方合同庁舎
12月4日(金)	10時00分～12時00分	不動産所得者		JR・東京メトロ・東急・京王
	14時00分～16時00分	事業所得者		「渋谷駅」下車徒歩12分

TEL03-3463-9181

<その他>

1. 御来場の際には、筆記具を携行してください。
2. 年末調整関係書類、給与支払報告書などの用紙については税務署2階エレベーター前に用紙コーナーを設置してありますので御利用ください。
3. 会場には駐車場がありませんので、お車での来場は御遠慮ください。

お済みですか？消費税の届出！

◎ 消費税課税事業者について

平成25年分の課税売上高（輸出などの免税取引を含め、返品、値引き、割戻しの金額を差し引いた金額）が1,000万円を超える場合は、平成27年分において消費税の課税事業者となり、消費税の確定申告書の提出等が必要になります。また、平成25年分の課税売上高が1,000万円以下であっても、特定期間の課税売上高が1,000万円を超えているなどにより、平成27年分において消費税の課税事業者となる場合があります。詳しくは国税庁ホームページを御確認ください。

新たに消費税の課税事業者に該当される場合は、お早めに「消費税課税事業者届出書」を提出してください。

◎ 簡易課税制度選択届出書について

平成26年分の課税売上高（輸出などの免税取引を含め、返品、値引き、割戻しの金額を差し引いた金額（税抜き））が5,000万円以下の場合は、平成28年分について簡易課税制度を選択することができます。

平成28年分について簡易課税制度の適用を受けようとする場合は、「消費税簡易課税制度選択届出書」を、必ず、平成27年12月31日までに提出してください。

12月1日(火)より、決算・確定申告指導のご予約受付開始！！

別紙スケジュール表をご覧のうえ、ご都合の良い日時をお申し込み下さい。
ご予約は1月20日(火)以降となります。

なお、平成27年分の確定申告期限は所得税3月15日(火)、消費税3月31日(木)になります。決算・確定申告のご予約・各種イベントのお申込は事務局まで

* 12月の税務相談日 *



～ 当会会員の税理士による「税務相談会」を是非ご利用下さい ～

<日 時> 12月16日(水) 午前10時～午後4時 (お一人約1時間を予定)

<場 所> (一社) 渋谷青色申告会館 費用 無 料

★ お申込み、お問合せは事務局まで TEL: 03(3463)7043 URL: <http://www.428aoiro.jp/>

文書回答制度をご利用ください！

～納税者の皆様からの質問に対して国税局が文書で回答します。～

「文書回答手続」とは、納税者の皆様から、申告期限等の前に個別の取引等に係る税務上の取扱いに関して文書による回答を求める旨の照会があった場合に、一定の要件の下に、文書により回答するとともに、他の納税者の皆様の予測可能性の向上に役立てていただくために、その照会内容を国税庁ホームページで公表するという納税者サービスです(照会者名は原則非公表です)。

なお、この手続の詳細については、国税庁ホームページの「事前照会に対する文書回答」からご覧ください(東京国税局ホームページのトップ画面下部の文書回答手続バナーからもご覧できます)。

財産債務調書制度の創設について

平成27年度の税制改正により、「財産債務調書制度」が創設され、一定の基準を満たす方(所得税等の確定申告書を提出しなければならない方で、その年分の総所得金額及び山林所得金額の合計額が2千万円を超え、かつ、その年の12月31日において、その価額の合計額が3億円以上の財産又はその価額の合計額が1億円以上の国外転出特例対象財産を有する方)に対し、その保有する財産及び債務に係る調書の提出を求めることとなりました。

詳しくは、国税庁ホームページの「財産債務調書制度に関するお知らせ」のページをご覧ください。(http://www.nta.go.jp/shiraberu/ippanjoho/pamph/hotei/zaisan_saimu/index.htm)

年払い・半年払いで今年の所得控除に間に合います！

* 小規模企業共済制度のご案内 *

- ★ 小規模企業共済とは・・・ 個人事業主、共同経営者、会社役員（小規模）の退職金制度です。
共同経営者は個人事業主1人につき2人まで加入できます。
(不動産所得者の方は事業的規模が必要です)
- ★ 共済掛金は・・・・・・ 月額1,000円～70,000円で加入後の変更も可能
半年払い、年払いOK!
掛金は全額支払った年分の所得控除の対象になります。
- ★ 共済金の受取りは・・・ 個人事業主の廃業、共同経営者の退任、役員（役員）の退任、死亡、老齢給付等
一括受取は退職所得・分割受取は雑所得（公的年金等）
受取るときも節税のメリットがあります。
- ★ 加入申込、お問合せは・・・(一社) 渋谷青色申告会 Tel.3463-7043 中山まで

【 都税事務所からのお知らせ 】

11月は個人事業税第2期分の納期です

お手元の納付書により、11月30日(月)までにお納めください。




<ご利用になれる納付方法>

- ① 金融機関^{※1}・郵便局・都税事務所・都税支所・支庁の窓口
- ② 口座振替^{※2}
- ③ コンビニエンスストア^{※3}

<利用可能なコンビニエンスストア>


くらしハウス ココストア コミュニティ・ストア サークルK サンクス スリーエイト スリーエフ 生活彩家
セブン-イレブン デイリーヤマザキ ニューヤマザキデイリーストア ファミリーマート ポプラ ミニストップ
ヤマザキスペシャルパートナーショップ ヤマザキデイリーストアー ローソン MMK 設置店(コンビニ以外の店
舗を含む。ただし、無人端末及び金融機関内端末は除く。)

- ④ 金融機関^{※1}・郵便局の  (ペイジー)対応のATM、インターネットバンキング、モバイルバンキング^{※4}
- ⑤ パソコン・携帯電話・スマートフォンからのクレジットカード納付

平成27年度より、クレジットカードでも納付ができるようになりました。

パソコンや携帯電話等から都税クレジットカードお支払サイト (<https://zei.tokyo>)へアクセスし、お手続きください。

【注意】
・税額に応じた**決済手数料**がかかります。 ・都税事務所や金融機関等の窓口では利用できません。
・支払手続完了後の取消はできません。 ・税額100万円未満の納付書に限り納付できます。
・口座振替をご利用の方は、クレジットカードでの納付はできません。
その他、都税クレジットカードお支払サイトの注意事項をご確認の上、ご利用ください。

- ※1 一部、都税の取扱いをしていない金融機関があります。
- ※2 **申込方法等の詳細は、主税局徴収部納税推進課口座振替係(03-3963-2177)へお問い合わせください。**
- ※3 納付書1枚あたりの合計金額が30万円までのものが納付できます。
- ※4 ○  (ペイジーマーク)の入っている都税の納付書に限ります。
○領収証書は発行されません(領収証書が必要な方は、金融機関等の窓口またはコンビニエンスストアでご納付ください。)
○新規にインターネットバンキングやモバイルバンキングをご利用の方は、事前に金融機関へのお申込みが必要です。
○システムの保守点検作業時には、一時的にご利用できない場合があります。

【お問い合わせ先】 渋谷都税事務所 電話 03(5420)1621(代表)

* 恵比寿ガーデンプレイスへ移転に伴い電話番号が変わりました。ご注意ください。

<課税について> 個人事業税係 <納税について> 徴収管理係

10月18日(日)秋の日帰りバス旅行 実施

「あかぼり小菊の里」「老舗料亭・暢神荘」・世界遺産「富岡製糸場」の旅



総勢46名

爽やかな秋空のもと世界遺産を見学し楽しい一日になりました！！

11月2日(月)・11月3日(火)

第38回渋谷区くみんの広場 ふるさと渋谷フェスティバル 開催

☔ 2日はあいにくの冷たい雨、3日は晴天となりました ☀

< 2日 >

今年も税務関係団体の
テントにて「税金クイ
ズ」を行いました。

お答えいただいた方に
もれなくお花の鉢植え
を差し上げました。



渋谷税務署長はじめ納税団体長の皆さん

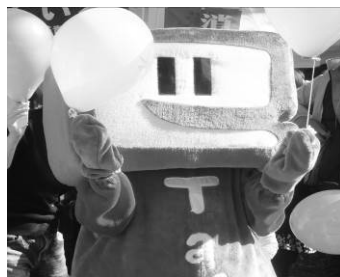


渋谷納税団体テントの前で・・・

< 3日 >



フェスティバルゲート



風船を配るイータ君



三又上席・青年部長・女性部役員さん+職員さん

★12月事務局では毎週土曜日の午前中就業いたしております。
なお、御用納めは26日(土)、新年は1月5日(火)より就業いたします。